

令和4年度第2回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会
議 事 録

令和4年6月13日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

令和4年度第2回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和4年6月13日（月） 午後1時00分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を
発した日 令和4年6月6日（月）
- 5 通知した議題
 - (1) 議 題
 - 第1号議案 浮きはえ縄漁業の禁止について（委員会指示更新）
 - 第2号議案 特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）の令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の公表について（諮問）
 - 第3号議案 山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）
 - 第4号議案 西部伊予灘海域におけるいかこぎ網漁業の確認書の更新について
 - (2) 報告事項
 - ア 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（くろまぐろ）
 - イ 漁業権一斉切替について
- 6 出席者
 - (委員：10名)
森友 信、梅田 孝夫、小田 貞利、河内山 満政、内藤 武、竹本 信正、市川 秀次、山田 歳彦、渡壁 勝則、小林 亨
 - (県及び事務局)

農林水産部水産振興課	課長	澁谷 賢司
水産振興課 漁業調整取締班	主査	松永 善文
	主査	土井 建一
生産振興班	主任	廣畑 二郎
下関水産振興局 水産課水産班	主査	金近 哲彦
岩国・柳井・周南農林水産事務所 水産班	主任	伊藤 憲彦
山口・美祢・周南農林水産事務所 水産班	主任	柏村 直宏
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局	事務局長	天社 こずえ
	書記	山根 知樹
- 7 傍聴人 出席者なし
- 8 付議事項及び審議結果

(1) 議案

第1号議案 浮きはえ縄漁業の禁止について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案のとおり更新することとした。

第2号議案 特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）の令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の公表について（諮問）

【審議結果】

原案のとおり適当である旨、答申することとした。

第3号議案 山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）

【審議結果】

原案のとおり適当である旨、答申することとした。

第4号議案 西部伊予灘海域におけるいかこぎ網漁業の確認書の更新について

【審議結果】

改廃の申し出は行わないこととした。

(2) 報告事項

ア 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（くろまぐろ）

水産振興課から説明を受けた。

イ 漁業権一斉切替について

水産振興課から説明を受けた。

9 審議の概要

天社事務局長 ただ今から令和4年度第2回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会を開催します。本日は委員定員15名に対して、10名の委員さんのご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定に基づき、本委員会が成立していることをご報告いたします。それでは開会にあたりまして森友会長からご挨拶をお願いいたします。

森友会長 みなさん、こんにちは。

本日は、令和4年度第2回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会にご出席いただき、ありがとうございます。

委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

連日、ニュースでみなさんもご覧になっていると思いますが、北海道知床沖で遊覧船の事故が起き、乗客、乗員に多くの犠牲者が出ています。

山口県でも、先日、遊漁船と漁船の衝突事故の新聞報道がありました。

幸いにもこの事故では軽傷で済みましたが、みなさんからも周囲の

方へ安全操業の周知をお願いします。

本日の委員会につきましては、ご案内しましたとおり議題が4件、報告事項が2件ございます。

委員の皆様方の慎重なご審議をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくをお願いします。

天社事務局長 ありがとうございました。

それでは議事に入りたいと思いますが、委員会運営規程第4条第2項の規定によりまして、会長が議長になっておりますので、以後の議事進行を森友会長にお願いいたします。

森友会長 議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。今回は、市川委員と小田委員をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは第1号議案「浮きはえ縄漁業の禁止について」事務局から説明をお願いします。

山根書記 事務局の山根です。よろしくをお願いします。

資料の1ページをご覧ください。

第1号議案「浮きはえ縄漁業の禁止について」を説明します。

経緯から説明いたします。

浮きはえ縄漁業は小型のふぐが漁獲され、資源の有効利用上好ましくないこと、漁具の移動により他種漁業の操業に支障がでることから昭和61年に委員会指示により禁止されました。

その後、伊予灘西部海域において大分県の漁船がたちうお浮きはえ縄と称して、ふぐ浮きはえ縄と同様な漁具、漁法で操業を行うようになり、内海東部地区から当該漁業についても禁止するよう要望が出されました。

要望を受けて、当委員会はたちうお浮きはえ縄を禁止する方向で各共励会の意見を聴いた結果、全ての浮きはえ縄を禁止すべきとの意見であったことから浮きはえ縄を全面禁止とする委員会指示を発出することが決定されました。

その後、平成13年に指示の有効期間を1年から3年に変更し、現在に至っています。

平成17年以降、大分県漁船による当該委員会指示違反が相次ぎ、その都度、委員会の申請に基づき知事命令を発出しています。

知事命令を受けた漁船の中では、知事命令違反として送致された事例もあります。

次のページに委員会指示案を示しております。

指示する内容としましては、漁業の禁止、「浮きはえ縄漁具を使用して、浮きはえ縄漁業を営んではならない。」、制限する海域は、「山口県

瀬戸内海海区」です。

指示の有効期間は、「令和4年7月1日から令和7年6月30日まで」です。

説明は、以上です。

森友会長

説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

意見がなければ、第1号議案について原案のとおり委員会指示を更新することとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声。-----

森友会長

全員異議なしと認めます。第1号議案は原案どおり委員会指示を更新することとします。

続いて、第2号議案「特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）の令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の公表について」です。

事務局、説明をお願いします。

山根書記

資料3ページをお開きください。

令和4年5月31日付で山口県知事からこの件について諮問されています。

詳細については、水産振興課が説明します。

廣畑主任

水産振興課生産振興班 廣畑です。

資料に基づき説明します。

資料3ページが諮問文書になります。資料4ページが公表案となります。

詳細については、この後、詳しく説明します。

資料5ページをご覧ください。令和4管理年度における知事管理漁獲量の公表について説明させていただきます。

まず経緯ですが、漁獲可能量 TAC 管理の根拠法が令和3管理年度から漁業法に移行しまして、知事管理漁獲可能量は、山口県資源管理方針とは別に公表することとなっています。

知事管理漁獲量の設定手続きですが、国が都道府県漁獲枠を設定、知事が県方針の配分基準に従って枠を設定、知事が関係海区漁業調整委員会に諮問、農林水産大臣がこれを承認、知事が漁獲枠を遅滞なく公表する。この5段階の手続きで行います。

2番目の知事管理漁獲量の設定ですが、管理期間は令和4年7月1日から令和5年6月30日までの1年間となっています。

漁獲可能量ですが、本県全体では1,100トン、そのうち8割の880

トンが中型まき網漁業に配分されます。

そして、その他の漁業については、現行水準管理となっています。

3番目の付帯決議ですが、追加配分・融通等による漁獲可能量の変更についてということで、国は「さば類」に係る留保枠配分手続きの迅速化のため、漁獲実績が当初配分の75%を超えた場合には、当初配分と同量まで段階的、自動的に留保枠を追加配分できるルール、また数量明示での配分を受けている都道府県と大臣管理区分間で合意が整えば、当該合意に基づく留保枠からの配分が可能なルールを示しています。

また、国は「さば類」等のTAC対象種についてもクロマグロと同様に管理区分間の融通を促進する方針を示しています。

このため、国からの追加配分、融通等の配分変更によって「さば類」の知事管理区分の数量変更が生じる可能性が想定されます。

このような場合、通常であれば漁獲可能量の変更について海区漁業調整委員会に諮った上で、知事管理漁獲量の公表を行う必要があります。

しかしながら、漁獲枠がひっ迫した状況においても上記手続が必要であるため、変更された漁獲枠に基づく管理を開始するまでにタイムラグが生ずる恐れがあります。

つきましては、国からの配分変更によって漁獲枠変更が生じた際には、円滑な漁獲を継続するため資源管理方針別紙の配分基準に基づいて知事管理漁獲可能量を変更し、変更の内容については速やかに事後報告することで了解していただきたい。

下に1,000トン追加配分があった際のイメージを示しております。

県全体の配分数量については、1,100トンに1,000トン上積みされまして、2,100トン、中型まき網漁業については、そのうち8割の1,680トンが配分されます。その他の漁業については、現行水準の管理となります。

ちなみに追加配分については、当初配分を超えない数量まで行われます。

資料7ページ目に移ります。こちらは、我が国全体及び山口県のTACの漁獲枠、漁獲実績及び消化率の推移を示したものです。

資料では、平成20年管理年度以降のものを示しています。令和3管理年度以降、改正漁業法によるTAC管理が開始されまして、それと同時に日本海側と太平洋側を分けて管理するようになりました。

令和3管理年度は当初1,500トンの配分がありました。令和4管理年度につきましては、令和3管理年度より400トン少ない1,100トンとなっております。

資料8ページ目に移りまして、こちらの方は資源状況に関わる参考資料となります。今日は、時間の関係で全ては説明しませんが、資源

状況のまとめについて説明します。

資料13ページ目の下をご覧ください。マサバ対馬暖流系群の資源状況のまとめです。漁獲量は、2000年代以降、20から30万トン程度で安定して推移していましたが、2020年は過去最低を記録しています。

資源量につきましても2000年代以降、安定して推移してきましたが、2020年は過去最低を記録しています。

2020年の親魚量は、MSY水準を下回っており、漁獲圧は適正值よりやや高い状態、神戸プロットの赤信号ゾーンということで資源的には悪い状況となっています。

続きまして資料18ページをご覧ください。ゴマサバ東シナ海系群の資源状況のまとめについて説明します。

漁獲量、資源量ともに2018年から2019年にかけて大きく減少し、2020年は過去最低を記録しています。

2018年は、韓国で過去最高の漁獲があり、高い漁獲圧がかかったと推定されます。

2020年の親魚量は、MSY水準を大きく下回っている状況でありまして、さらに限界管理基準値を下回っている状況です。

資料19ページ、ゴマサバ及びマサバのTAC設定ですが、両者の市場での判別が困難ということでまとめて管理されています。また、令和3管理年度から日本海・東シナ海側と太平洋側で系群別に管理が行われています。

令和2年の資源管理方針に関する検討会で合意された漁獲シナリオと最新資源評価結果に基づきTACが算出されています。

令和4管理年度の我が国のTACは、12.9万トン、そのうち国の留保分が2割ありまして、それ以外が大臣管理区分と各県に配分されることとなっています。

直近3年間の漁獲量割合で各県への配分が決定され、R4管理年度の本県TACは、1,100トンとなっています。

以上で説明を終わります。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆さん、ご意見やご質問はございませんか。

梅田副会長 令和3年と令和4年で日本全体も減っているし、山口県も減っているが資源量が少ないということですか。

廣畑主任 TACが少なかった原因でしょうか。
資源評価の結果が悪かったということです。資源量が少ないことの影響が出ていると思われれます。

梅田副会長　それで、TACを設定する際、県は意見を言う機会はないんやろ。国が一方的に決めてくるんじやろ。

廣畑主任　基本的に資源評価の結果と漁獲シナリオに基づいてTACが決定されます。一応、意見聴取の場はありますが、変更されることはありません。

梅田副会長　令和3管理年度が最初、1,500トンであったものが、75%を超えたということだが、どれぐらい漁獲があったの？

廣畑主任　まだ、漁期途中ということで集計ができていないですけど。

梅田副会長　1,000トンくらいあるん？

廣畑主任　1,500トンの75%に一回到達して、その後、12月に1,000トンの追加配分を受けています。

梅田副会長　それやったら十分間に合うやろ。1,100トンというたら今年に間に合うの？

廣畑主任　75%に到達した時点で、おそらく1,000トンの追加配分がされると思います。

梅田副会長　なんで初めから2,100トンの配分を受けないの。令和3管理年度で1,500トンを超えたんじやろ。それやったら1,100トンでは足らんやろ。想像できるやろ。なんで初めから、2,100トンの配分を受けないの？

廣畑主任　漁獲枠は、各県の過去の漁獲実績に基づいて配分されています。国は、留保枠を2割持っているが、最初の段階で留保枠から配分することは難しいと思います。(各県の漁獲状況が毎年違うことから)

梅田副会長　過去の実績見ても、1,000トンは超えそうな実績なのに配分が少ないのは納得できない。

廣畑主任　当初配分は機械的に行われています。来遊状況とかで全国的にみれば偏りが出てくるので、たくさん漁獲が積みあがったところへ、追加配分するのが基本となっている。追加配分をいかに受けるかが今後の課題となります。

梅田副会長 国が TAC を決めるときに、県の代表が出て意見を述べているの？

廣畑主任 TAC が決定された後でしょうか？

梅田副会長 TAC を決める前。決まった後、意見を言っても動きがとれんじや。

廣畑主任 それはしていません。
意見を述べる機会はありません。

小田委員 最近、魚が獲れる場所や魚種が変わってきているから、TAC を決める際に過去 10 年くらいの平均をとって TAC の枠を決定すべきとの要望を出すべきと思います。

森友会長 全漁連で、6 月 23 日に総会で決めて要望書を出す予定です。

小田委員 今、海区漁業調整委員会で協議しているんだから、県として要望書を出すべきではないか。

この前も言ったけれども、基本的に TAC が漁獲量のはるか上の量で決められている。

本当の意味の TAC ではない。やるのであれば、いろんなところに説明をし、資源の回復を図るための本気の TAC を決めるべきだと思います。

これ位あれば、うちはだいじょうぶじゃろというような TAC の決め方は必要ないと思う。

山口県として、こういうことを踏まえて国に要望なり意見を出して欲しいと思います。

澁谷課長 TAC の話で県として意見を出すべきとの意見がありました。

資源に悪影響を与えることがないようにと国の制度はそうになっているんですけど、一方、海洋環境が変化して、この時期獲れたものが獲れないだとか、急に獲れるとか、いろんな漁業に大きく影響しますので、国全般の施策として、海洋環境の変化を踏まえて、TAC についてもそうですし、漁業の振興策についても継続できるよう施策を打つべきだとの意見をいろんな機会を捉えて国に言っている。

国も今期あらたに今後 5 年間の水産施策の水産基本計画を見直しているところである。

大きな柱として、今後の海洋環境の変化に踏まえて漁業が継続するように進めて行くという大きな柱を立てています。

国もだいぶ考え方が変わってきている。そんな中で県としてもできるかぎり意見を申し上げて、漁業が継続できるよう TAC もそうですけど進めてまいりたいと思います。

森友会長 他にございませんか。
他にご意見等がなければ、原案のとおり適当である旨答申することとしてよろしいか。

-----異議なしの声。-----

森友会長 異議なしと認めます。第2号議案は原案のとおりで適当である旨の答申をすることとします。

続きまして、第3号議案「山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について」事務局から説明をお願いします。

山根書記 資料20ページをお開きください。

令和4年6月6日付で、山口県知事より当海区会長あてに諮問がなされています。

いつもの新規許可の公示となります。

内容としては、21ページ。雑魚かご漁業の一件となります。上関支店からの要望と聞いています。

操業区域については、資料の23ページ、操業参考図が乗っていますが、こちらの色付きの部分となっています。

許可件数は、1件となります。

説明は以上です。

森友会長 説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。
意見がないようですので、原案のとおり適当である旨の答申をすることとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声。-----

森友会長 異議なしと認めます。第3号議案は原案のとおり可決されました。
続きまして、第4号議案「西部伊予灘海域におけるいかこぎ網漁業の確認書の更新について」事務局から説明をお願いします。

山根書記 資料は24ページとなります。

第4号議案西部伊予灘海域におけるいかこぎ網漁業の確認書の更新について、経緯を簡単に説明します。

昭和50年代から別府湾口において、小型機船底びき網によりシリヤケイカが大量に漁獲されるようになり、近隣県と操業上の問題が生ずるようになりました。

昭和53年周防灘3県連調委で協議され、愛媛県を含めた福岡、大分、山口、愛媛の4県でいかこぎ調整会議が開催されることとなりました。

この会議の決定事項を担保するため、昭和53年に当委員会で決定事項とほぼ同様な内容の委員会指示を発出することが決定されました。

昭和54年いかこぎ漁業調整協議会においてシリヤケイカ採捕に関する確認書を交わすことが合意され、その後、毎年、同協議会で操業期間等が協議され、確認書を更新してきております。

委員会指示についても、確認書の内容に沿って毎年更新してきています。

前回の委員会でこのいかこぎ網漁業の禁止を更新しているところです。

平成4年には有効期間を2年間とし、有効期限の3カ月前までに改廃の申し出がない場合は、さらに2年間自動延長する規定が追加されています。

現行の確認書は、令和2年10月31日付で更新されており、令和4年10月31日まで効力を有することとされています。

諮る内容としましては、改廃の申し出期限が令和4年7月31日となり、近づいていることから改廃の申し出は行わないことについてご意見を聴くものです。

資料25ページ以降に確認書を添付しています。

説明は以上です。

森友会長

ご意見、ご質問はありませんか。

ないようですので、原案のとおり改廃の申し出は行わないこととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長

異議なしと認めます。

第4号議案は原案のとおり可決されました。

本日の議案は、以上です。

続いて報告事項に移ります。報告事項「付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について」を水産振興課より報告をお願いします。

廣畑主任

水産振興課の廣畑です。

本年度、クロマグロの知事管理漁獲可能量を変更しましたので、その結果を報告します。

付帯決議ですが、漁獲枠を変更する際には、委員会への諮問が必要

ですが、漁獲枠が逼迫した状況においても、手続きが必要であるため、変更した漁獲枠による漁獲管理を開始するまでにタイムラグが生ずるおそれがあります。

そこで、クロマグロについては小型魚、大型魚とも手続きの迅速化のため、国からの配分変更及び県内知事管理区分間の漁獲枠融通については、円滑に漁獲を継続するために資源管理方針別紙の配分基準に基づいて知事管理漁獲可能量を変更し、変更の内容については事後報告とすることで付帯決議をいただいております。

また、資源管理方針別紙1-3クロマグロ（小型魚）の配分基準2の「あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法」については、融通数量は関係知事管理区分の要望に基づいて決まるため、融通を要望した知事管理区分に該当数量を配分することについても付帯決議をいただいております。

2番の付帯決議に基づく令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の変更についてなんですが、今年度、下の表のとおり漁獲可能量を変更しております。

3月24日に当初配分がありまして、5月9日に国の前期の繰り越しに伴う小型魚、大型魚について追加配分を受けております。

小型魚については26トン、大型魚については、3.5トンの追加配分を受けています。

5月26日にも国から小型魚0.6トンの追加配分を受けております。この追加配分は、5月9日の追加配分の計算ミスということです。以上です。

森友会長

説明終わりました。ご意見ございませんか。

よろしいでしょうか。

続いて「漁業権一斉切替について」を水産振興課より報告いたします。

松永主査

水産振興課の松永と申します。座って説明をさせていただきます。お手元の資料の30ページをお開き下さい。

区画漁業権、定置漁業権につきましては、来年度9月、共同漁業権につきましては、令和6年の1月に現在免許されている漁業権の有効期間が満了するため、切り替えを行うこととなります。

この漁業権の切り替えですが、令和2年12月に漁業法が大改正されました。その漁業法に基づいて行われる初めての漁業権切り替えとなります。

資料に漁業法がどのように改正されたか記載しています。「適切かつ有効」というキーワードが出てきております。

「適切かつ有効」というのが何かと申しますと漁場の環境に適合す

るように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況を指します。

これまでは、漁業法の中に優先順位というのがありまして、漁協の優先順位が高かったのですが、これが廃止されまして、今、免許を受けている漁業権者、イコール、漁協になると思いますが、漁協が漁業権を「適切かつ有効」に活用されている場合は、漁協に優先的に免許されます。

そうでない場合は、漁場で地域に最も寄与する者に免許するという建付けになっております。

団体漁業権というのは、漁協が免許を受けて組合員に行使させるスタイルの漁業権を指します。共同漁業権や一部の区画漁業権ですが、こういうのをまとめて団体漁業権といいますが、このような漁業権の免許を受ける場合は、漁場の生産力を発展させるために、経営の高度化の促進に関する計画を策定し、定期的に点検が必要となります。

免許を受けたい漁業権者は、漁業権を有効に活用するよう計画を立てて、毎年、点検する必要が生じます。

こういった法改正がなされておりますが、本県に漁業権についてどのような課題があるかを2番目に示しております。

(1)として、漁業権の有効活用ということですが、全県的に組合員の減少、高齢化が進んでいます。

下にグラフを示しております。瀬戸内海側の漁協支店の正組合員数の推移を示しております。

左が10年前、白い部分は、支店の正組合員数が30人以上、グレーのところは20人以上30人未満、黒いところが20人未満を示しています。

直近の状況では、20人未満が22、20人以上30人未満が15、30人以上が14という状況です。10年間の減少率を当てはめて10年後を見てみたのが右のグラフになります。かなり数字上、ショッキングではありますが、20人未満が33で約7割、30人未満でみると全体の8割を占める深刻な状況となります。

31ページの右上、その他の有効活用に係る課題ですが、法改正による特定水産動植物制度の導入ですが、不法にアワビ、ナマコを獲れば、3,000万円以下の罰金ということになります。

法改正前は、漁協が受忍すれば問題なかった採捕行為が、改正後は、漁業権に基づくか漁業許可を受けていないと例え漁協の組合員であっても罪に問われることとなりました。

こういった部分への対応が必要となります。

2点目としまして、地区によっては採捕されていない水産動植物の活用の問題です。

例えば、ある地区では昔は獲っていたが、今は獲る者がいなくなっ

たが、近隣の地区では獲っている。このような場合に、漁業権の有効活用についてケアする必要があるのではないかとということです。

3点目としては、漁業権者は漁場の活用状況を毎年知事に報告する。

これは、漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用する義務がある。きちんとこの義務を果たされているのか、漁業権者は活用状況を知事に報告する必要がある。

報告された内容を知事がチェックしまして、問題がある場合は、指導、指導に従わない場合は、勧告、勧告にも従わない場合は、漁業権の取り消しという非常に厳しい取り扱いになります。

(2)の漁業権の漁業の検討ですが、本県では漁業権の漁業、例えば、アワビ漁業、ワカメ漁業等ですが、漁業権の中に貝類とか海藻類を網羅的に免許しています。

その漁場に生息している有用水産動植物は、基本的にはほぼ免許しています。

行使者の減少、高齢化に伴い、利用している水産動植物も変化している。

法改正で、「適切かつ有効」な漁場利用が求められる中、行使実態がない漁業を免許することがどうなのかという問題があります。

(3)の漁業権行使規則のところですが、2つありまして、法改正を踏まえた対応ということで、①のほうですが漁業権行使規則に行使料の額を明記することが法定されました。

令和2年12月の法改正時に、次の切り替えまでには対応しなさいということで、今回の漁業権切り替えの行使規則制定時に対応する必要があります。

②漁業権行使規則の精査ということで、漁業情勢の変化により行使規則の内容と行使実態に乖離が生じてきている可能性があります。

現状にあったルールを定める必要があります。

問題点は色々あるわけですが、冒頭話しました組合員の減少、高齢化というのが非常に大きな問題です。

山口県の組合員の減少、高齢化が全国的に見ても進んでいると、私も県庁に入ってそういう話を聞いていたわけですが、漁業者のみなさん、生涯現役ということもありまして、今までは以外と減らないと感じていましたが、限界を超えてきて急激に減少しています。

そういう意味では崖っぷちになっている。漁協経営を考えても、漁業という観点でも組合員さんが水揚げをしっかりと、生産をあげることがまず基本ですが、組合員さんが生産をあげて生活をしてゆくことが、今までどおりでは、厳しくなって来ている。

そういったことで、スケジュールのところでも話しますが、漁業権がどう使われているのかということですね。

実態調査という形で県の方から調査をかけさせていただいておりま

す。

そういった実態調査の中で、今お話したような組合員の減少、高齢化を踏まえて、今までは地先ごとに管理していた漁業権ですが、柔軟に入会をして行くとか、今までと違った検討をして行く必要があります。

なかなか県の方から漁業権をくっつけなさいとか強制的にはできないわけですが、議論をしっかりといただいて、今回の切り替えでは、20年、30年先を見据えた検討が必要と考えております。

最後にスケジュールですが、32ページをお開きください。

区画、定置については来年の9月1日、共同漁業権については、令和6年の1月1日免許に向けて、切り替え作業と進めて行く必要があります。

説明会ですが、今年の5月末から6月の頭にかけて実施しております。

現在は、免許されている漁業権がどのように行使されているか実態調査を実施しております、その調査結果により問題点を整理。

問題点を整理した結果を踏まえて、県が切替方針を決定。

夏頃になりますが、改めて漁協に切替方針を説明する予定としております。

その後、切替方針を踏まえて漁協から漁場計画要望を提出していただく。

要望を踏まえて、漁場計画の案を作成、本年の末になりますが、利害関係人からの意見聴取、新たに法制化されたものですが、広く公に意見を聴くものです。

意見等を踏まえて、漁場計画案を作成、来年度、委員会に諮問、承認いただければ、計画を公示します。

公示に対して漁協から免許申請を出していただき、委員会に意見を聴き問題ないということであれば、免許するということとなります。

来年度にかけまして、説明したようなスケジュールで進めてまいります。

また、随所、随所で委員会の意見を聴くこともありますが、よろしく願います。

森友会長 説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

梅田副会長 柏村主任さんが来られていたが、吉佐の地区で運営委員会、組合員集会に私も出席したんです。私に対応することでもないんですが、地元の漁業者が混乱しています。県の方から細切れの漁業権を一本にしたらどうかと言われたとか、漁業権の行使者がいなくなると将来漁業権がなくなるとか、地元で混乱が生じています。

県の方で運営委員長だけでなく、一般の組合員へもよく説明してもらいたい。

もう1つは、今、海保が漁業権侵害に積極的に取り組んで、遊漁者の漁業権侵害を検挙している。漁協に対して告訴するよう働きかけている。

しかしながら、支店によっては、告訴したくないと思っているところもある。

マテガイなど採らせればよいという支店があり、相談を受けたので受認による採捕の区域等を定めて、保安部に対し、この区域では採捕を認めているということを事前に知らせるなどの対応をしたらよい。水産事務所に相談したらどうかとの指導をしておいた。

告訴をしたくないというところもあるという前提で指導をして欲しい。

おとつい聞いたんですが、漁業権を共有しているところでは、片方が告訴、片方が告訴しないということもある。

海保は、告訴について漁協内の調整はしない。そうすると中でもめることもある。

相談を受けたので、私から受認の体制ができていないため、今回は告訴をして、以後、受認の体制を整備するなどの対応をしたらよい。

いずれにしても水産事務所とよく相談するよう助言を行った。

県はよく指導して欲しい。

柏村主任

吉佐地区の漁業権の統合の話は、漁業権の切り替えの前からアワビ、ナマコの問題で続いています。吉佐については、漁業権が重複して、免許されている。広域の漁業権と地先の漁業権が重なって免許されている。

アワビ、ナマコについては、地先ごとになっており、隣の地区は獲れないようになっている。

漁業権は広域にして、行使規則で管理する方法もありますよということ伝えていく。

これから、切替方針をつくることとなります。方針ができた段階でよく指導していきたい。

それ以外でも勉強会等があれば積極的に指導してまいりたい。

森友会長

他にありませんか。

私の方から1つ。

スケジュールですが、もう少し、細かく月単位で時期を明示していただきたい。

松永主査

次回、細かいスケジュールを示してまいりたい。

森友会長 以上で、本日の議題はすべて終了しましたが、ほかに何かありますか。

小田委員 以前から広島県と愛媛県では、アミエビの撒き餌が禁止されているが、山口県では禁止されていない。

夜焚きにしても愛媛県、山口県は禁止していないが、広島県は禁止している。

この問題は、かれこれ20年以上だが、一般的に遊漁者の方が強く禁止を解除する方向に向かうと聞いている。

愛媛県も広島県も禁止のまんま。どうなっているのか。

山口県が夜炊きを禁止していないので、愛媛県の遊漁案内業者が広島県に行かず山口県にやってくる。地元では、自主的に禁止にしているが、山口県では禁止でないということで堂々とやってくる。

広島県や愛媛県に要望してくれと言っているが、なにか話はしているのか。

連調委で話をしろということであれば、話をする。

どうなっているのか。

松永主査 協定でたしか夜焚きは禁止されていたと思うが。

小田委員 なんで山口県は禁止にできないのか。

梅田副会長 関連ですが、この前、調査で沖に出たときに、船頭さんが遊漁者が火光を利用してメバルを獲って、メバルがいなくなったという話をしていた。

たしか、瀬戸内海では火光利用は禁止されていたと思っていたが、漁業だけが対象だったか覚えていない。

船頭さんは、どうにかならないかという話をしていた。

松永主査 過去の経緯等を調べてみる。

小田委員 山口県がなんで禁止できないか理由を明らかにして欲しい。

松永主査 ちょっと確認させてもらいます。次回の委員会で説明させていただきます。

小田委員 アワビとナマコの漁獲番号制が施行になると思う。

以前、説明会が7月頃になると聞いていたので、その時に漁業権切り替えのスケジュールの詳しいものを説明してもらったらと思いま

す。

森友会長

それでは、以上で本日の委員会を終了します。
慎重なご審議ありがとうございました。

(14 : 00 終了)